

「調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）」の概要

1 改正の趣旨

近年、市街地において、ハトをはじめとする野生の鳥類への餌やりにより、餌の残さやふん尿等の放置により発生する臭気や、そこに集まるねずみや多数の虫などの発生、頻繁に発生する鳴き声などの音、羽の飛散など、周辺的生活環境を損なうおそれのある事態の発生が問題となっています。

このため、ハト等鳥類への餌やりに規制を設け、これを抑制することにより、良好な生活環境の確保を図ることを目的とするものです。

2 条例改正案の概要

- (1) 市民の責務として、鳥類への餌やり（※自ら所有せず、かつ、飼育していない鳥類にえさを与える行為をさします。以下同様です。）により、周辺的生活環境へ被害を生じさせないことを追加します。（第5条関係）
- (2) 市民が、公共の場所において、鳥類への餌やりを行うことを禁止します。また、これに違反した者に対しては、市から、餌やりを中止するよう指導することができるようにします。（第9条の2関係）
- (3) 条例の施行期日については、令和8年4月1日を予定しています。

※条例改正案の規定内容については、別紙「調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）」を御覧ください。

3 意見の提出方法及び提出先

(1) 募集期間

令和7年9月5日(金)～同年10月6日(月) ※同日必着

(2) 意見書の提出方法

表題に「調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）への意見」と記し、住所、氏名、意見を明記のうえ、次のいずれかの方法で御提出ください。（様式は問いません）

① 郵送または持参：

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所8階 環境政策課 宛

② (3)に掲載した施設に備え付けの「ご意見提出箱」への投函

③ 電子メール：kankyou@city.chofu.lg.jp

④ ファクシミリ：042-481-7550（※番号のお掛け間違いに十分御注意ください。）

⑤ 専用フォーム

(3) 条例改正案の公表場所

環境政策課（市役所8階）、公文書資料室（市役所4階）、神代出張所、

文化会館たづくり11階みんなの広場、市民プラザあくろす2階市民活動支援センター、教育会館1階、各地域の図書館、公民館、地域福祉センター（深大寺地域福祉センターは休館のため除く）、多摩川自然情報館（染地3-8-26）、調布市ホームページ

(4) その他

① 御意見を正確に把握する必要があるため、電話での受付はお断りしています。また、御提出いただいた意見について個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。

② 御意見の提出に伴い取得した住所、氏名、メールアドレス等の個人情報は、「調布市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に従い、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

4 提出意見とそれに対する市の考え方についての公表予定

令和7年11月

5 お問い合わせ先

環境部環境政策課 電話 042-481-7087 電子メール：kankyou@city.chofu.lg.jp

【参 考】

調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）抜粋

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、調布市環境基本条例（平成7年調布市条例第3号）の本旨を達成するため、空き缶、吸い殻等の散乱、簡易広告物の放置等<u>及び鳥類への給餌による被害</u>を防止することにより、都市美化の推進を図り、もって清潔で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 <u>（3） 鳥類への給餌 自ら所有せず、かつ、飼育していない鳥類に餌を与える行為をいう。</u> （協働の責務） 第3条 市民、事業者及び土地所有者（以下「市民等」という。）並びに市は、協働して、空き缶、吸い殻等の散乱、簡易広告物の放置等<u>及び鳥類への給餌による被害</u>の防止に努めることにより、都市美化の推進を図らなければならない。 （市民等の責務） 第5条 略 2 市民は、次の各号に掲げる事項を守るよう努めなければならない。 （1）・（2） 略 <u>（3） 鳥類への給餌により、周辺的生活環境への被害を生じさせないこと。</u> <u>（鳥類への給餌の禁止）</u> <u>第9条の2 市民は、第7条に規定する公共の場所において、鳥類への給餌を行ってはならない。</u> <u>2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、当該行為の中止を指導することができる。</u>	（目的） 第1条 この条例は、調布市環境基本条例（平成7年調布市条例第3号）の本旨を達成するため、空き缶、吸い殻等の散乱及び簡易広告物の放置等_____を防止することにより、都市美化の推進を図り、もって清潔で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（2） 略 （協働の責務） 第3条 市民、事業者及び土地所有者（以下「市民等」という。）並びに市は、協働して、空き缶、吸い殻等の散乱及び簡易広告物の放置等_____の防止に努めることにより、都市美化の推進を図らなければならない。 （市民等の責務） 第5条 略 2 市民は、次の各号に掲げる事項を守るよう努めなければならない。 （1）・（2） 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。